

大麻取締法・麻薬及び向精神薬取締法改正議論

監視指導・麻薬対策課

「大麻等の薬物対策のあり方検討会」について

国内にける薬物情勢

- ① 覚醒剤事犯は、平成31・令和元年に引き続き令和2年も1万人を下回った。
- ② 大麻事犯は、令和2年の検挙人員は7年連続で増加して5,260人となり、過去最多を更新した。特に、検挙人員の約65%が30歳未満であるなど、若年層を中心とした大麻乱用の拡大が顕著となっている。
- ③ 覚醒剤の再犯者率は14年連続で増加し、過去最高を更新した。

★「薬物乱用対策推進会議」

政府全体で薬物に対する強力な取締り、広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進する目的で設置されたもの。

平成30年8月3日に策定した基本計画である「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、各省庁において対策を実施している。

※平成29年3月から厚生労働大臣が同会議の議長となった。（内閣府から厚生労働省へ事務局が移管）

※「薬物乱用防止五か年戦略」とは、薬物乱用を防止するため各省庁が連携して取り組む薬物対策の基本計画。

大麻等の薬物に係る規制の見直し

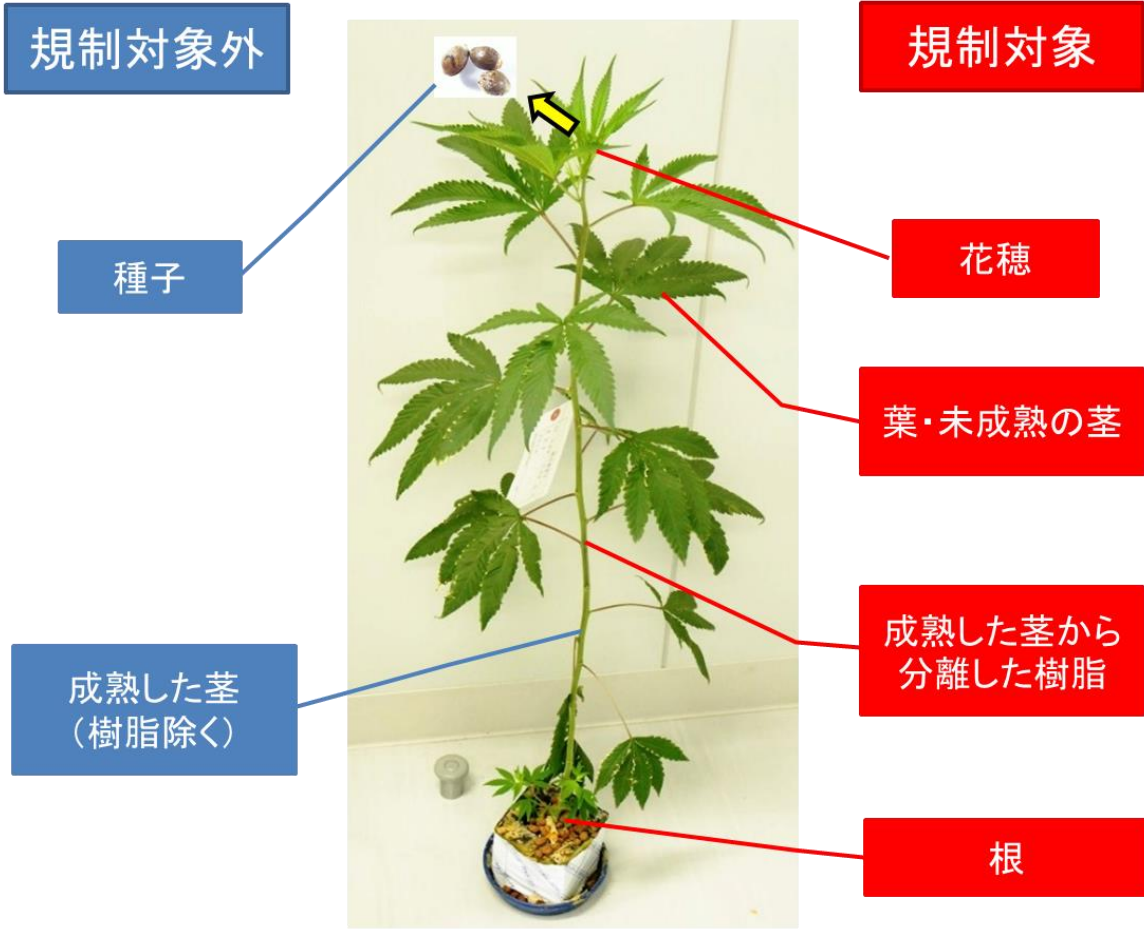
近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢や、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用等の国際的な動向を踏まえ、今後の薬物対策のあり方を検討するため、令和3年1月から、医学・薬学・法学等の有識者により構成された「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を計8回にわたり開催し、同年6月25日にとりまとめを公表した。

同とりまとめにおいて、

- 大麻草の部位による規制から成分に着目した規制への見直し
- 大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し
- 大麻の「使用」に対する罰則の導入
- 再乱用防止と社会復帰支援の推進

等について、基本的な方向性が示された。

大麻取締法上の大麻について



大麻取締法
(昭和23年法律第124号)

第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

○大麻に含まれる主な成分
THC・・・幻覚等の精神作用を示す成分。
化学合成されたものは、麻薬として規制。
CBD・・・物質としては規制されていない。

➤ 大麻の定義から「成熟した茎及びその製品」は除かれているが、成熟した茎から分離した「樹脂」は大麻に該当し、規制対象。

大麻取締法等の改正に向けた論点（案）

大麻等の薬物対策のあり方検討会取りまとめ(令和3年6月25日)等を踏まえ、大麻取締法・麻薬及び向精神薬取締法改正に向けて、小委員会において更に検討すべき論点は以下の通り。

現状・課題

1. 医療でのニーズ

- 令和2年12月、麻薬単一条約における取扱いが変更、大麻の医薬品としての使用も容認。国内でも大麻由来医薬品の承認申請の動き。一方、現行大麻取締法では、他の麻薬と異なり、大麻から製造された医薬品の施用を禁止。

2. 薬物乱用の状況

- 大麻事犯の検挙率は、平成26年以降増加の一途、特に若年層が高割合。大麻≠危険という誤った情報が流布、使用罪もなく、安易に薬物乱用を行う懸念。

3. 大麻栽培の現状

- 大麻の栽培者免許は、令和2年末には27件とピーク時の千分の1以下に激減、極めて厳しい環境。国内品種のTHC含有量にバラツキが見られるほか、低含有量品種に厳格な管理を求めるケースなど、栽培管理規制にも都道府県毎のバラツキ。

4. 大麻利用の現状

- 我が国では大麻を伝統的に神事、衣類等の原料等に利用しているが、現状は海外産が中心。伝統的な繊維利用の復活のほか、CBD製品等、規制対象外成分を活用した製品の市場拡大を期待する声。

5. 麻薬中毒者の現状

- 麻薬中毒者の措置入院等は平成20年以降適用がなく、精神保健福祉法の措置入院が主流。また、「麻薬中毒者」の言葉自体も改めるべき、薬物乱用の再乱用防止や薬物依存者の社会復帰等への支援を推進すべきとの声。

6. 大麻草由来製品の麻薬指定成分の残留

- 大麻草由来製品の流通に際して、THC濃度基準を設定している国もあり、我が国でも基準導入を求める声。

主な論点

1. 大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し

- 大麻から製造された医薬品の施用規制の見直し
- 適切な施用に向けた流通管理のあり方

2. 大麻の使用に対する規制のあり方

- 所持規制に加えて、大麻使用に対する規制のあり方

3. 適切な栽培及び管理のあり方

- 大麻草栽培を巡る厳しい環境を踏まえた栽培管理方法のあり方、成分に着目した規制を踏まえた免許基準のあり方

4. 大麻草・大麻の適切な利用・使用のあり方

- 伝統的な神事等における利用に加え、諸外国の状況も踏まえたCBD製品等の新たな産業利用の方法と製品の規制基準の考え方

5. 薬物乱用者に対する再乱用防止対策のあり方

- 「薬物中毒者」の用語、麻向法に基づく措置入院制度の見直し
- 再乱用防止や薬物依存者の社会復帰等への支援の推進のあり方

6. 成分に着目した規制への見直し

- 大麻草が含有する成分(THC)に着目した規制の範囲
- 大麻草由来製品に含有するTHCの濃度の規制基準のあり方